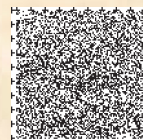


広島県歯と口腔の健康づくり推進計画

20歳を過ぎたら 歯周病ケア

平成 25 (2013) 年 3 月

広 島 県



計画策定の趣旨

生涯を通じた県民の歯と口腔の健康づくりを支援するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定しました。

計画の法的位置づけ

この計画は、「歯科口腔保健の推進に関する法律」（平成 23（2011）年）第 13 条に基づく都道府県計画で、「広島県歯と口腔の健康づくり推進条例」（平成 23（2011）年）第 11 条の規定に基づく推進計画です。

計画の期間

平成 25（2013）年度から平成 29（2017）年度までの 5 か年とします。

目 標

目指す姿

広島に生まれ、育ち、住み、働いて、高齢になっても、すべての県民が、生涯を通じて自分の歯を保ち、食事や会話を楽しみ、健康で生き生きと暮らせる社会の実現（8020 の実現）

取組の柱

1 う蝕予防対策の充実

- ・本県のう蝕の状況は、幼児期、学齢期においては全国平均と比較して良好です。
- ・現状を維持するため、引き続き、う蝕予防対策の充実を図ります。

2 歯周疾患予防対策の重視

（1）歯の喪失防止

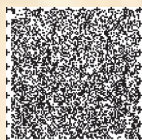
- ・歯周疾患は、歯の喪失の主要な原因であり、中等度及び重度の歯周炎は、30 歳代から急激に増加しています。
- ・健康増進法に基づく歯周疾患検診は 40 歳以降が対象であることから、定期歯科健診の機会が減少する 20 歳代からの取組を進めます。

（2）生活習慣病との関連

- ・歯周疾患があると糖尿病を悪化させますが、歯周疾患を治療することにより、糖尿病が改善することが明らかとなっています。
- ・歯周疾患は、糖尿病をはじめとする多くの生活習慣病と密接な関連があることから、歯周疾患予防対策に重点的に取り組みます。

3 障害者・要介護者への取組の充実

- ・障害者（児）や要介護者は口腔の自己管理が困難なため、その支援が必要です。
- ・歯周疾患の進行などにより、脳卒中や心筋梗塞につながったり、誤嚥性肺炎の可能性が高まったりします。
- ・障害者（児）や要介護者に対する歯科口腔保健の向上に向けた取組の充実を図ります。



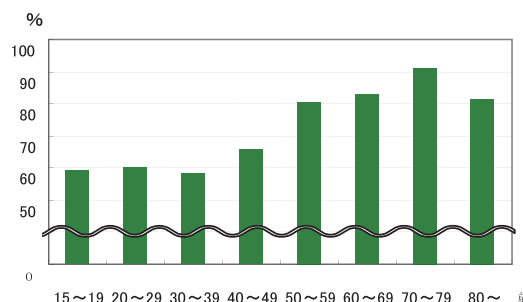
重点目標 歯科口腔保健目標	目標項目		現状 (平成 23 年度)	目標 (平成 29 年度)	
	3 歳児でう蝕がない人の増加		81.4%	85%以上	
	40 歳代で進行した歯周炎を有する人の減少		25.9%	20%以下	
	80 歳で 20 本以上の自分の歯を有する人の増加		55.3%	58%以上	
歯科口腔保健目標を達成するための目標（主なもの）	県民自ら取り組む歯と口腔の健康づくり	全ライフステージ共通			
		かかりつけ歯科医をもっている人の増加		74.4%	80%以上
		年 1 回歯科健診を受けている人の増加		51.1%	60%以上
		ライフステージ別			
		妊婦・乳幼児期	子どもの仕上げみがきを実施する人の増加	現状値なし	調査後に設定
		学齢期	歯科医療機関で歯みがきの個人指導を受ける人の増加	現状値なし	調査後に設定
		成人期	年 1 回歯石除去を受ける人の増加	【20～59 歳】 38.5%	50%以上
	高齢期	歯間清掃用具を使用する人の増加	【60 歳以上】 36.3%	45%以上	
	県民の歯と口腔の健康づくりを支えるための社会環境の整備	妊婦・乳幼児期	妊婦歯科健診を実施する市町数の増加	13 市町	23 市町
		学齢期	12 歳児でう蝕がない人の割合が 65% 以上である市町数の増加	2 市 ※19 郡市中	現状より増加
		成人期	歯周疾患検診を実施する市町数の増加	15 市町	23 市町
		高齢期	介護予防事業（口腔機能向上プログラム）を実施する市町数の増加	10 市町	23 市町
		障害者	重度障害者（児）に対応可能な歯科医療機関数の増加	25 施設	現状より増加
		要介護者	要介護者の口腔ケアに対応可能な人材の増加 （日本歯科衛生士会研修制度の認定歯科衛生士数）	46 人	現状より増加



すべてのライフステージ共通

【現状及び課題】

- かかりつけ歯科医をもっている人の割合は74.4%です（図1）。
- 過去1年間に歯科健診を受けた人の割合は51.1%です。
- 歯と口腔の健康づくりには定期的な歯科健診が重要であることから、県民一人ひとりがかかりつけ歯科医をもち、定期的に受診するよう啓発する必要があります。



（資料：平成23年度広島県県民健康意識調査）

図1 かかりつけ歯科医をもっている人の割合

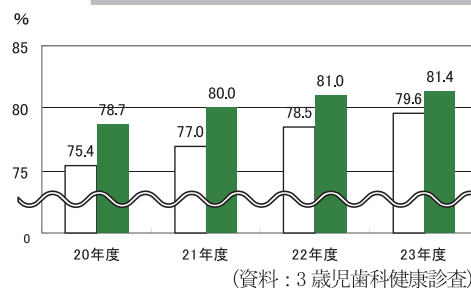
【目標達成のための取組】

- 県民一人ひとりが自らの歯科保健行動や生活習慣を見直し、適切な歯科保健行動等を実行することができるよう、適切な歯みがき習慣やフッ化物の利用、かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科健診を受けるなど、歯と口腔の健康づくりにとって重要な行動や習慣について、県民に対して、普及啓発を図ります。

妊婦・乳幼児期

【現状及び課題】

- 妊婦期の重度の歯周炎は、胎児の成長に大きな影響を及ぼし、早産や低体重児出産を引き起こす可能性があるため、妊婦期における歯科健診は重要です。
- 妊婦歯科健診を実施しているのは23市町のうち13市町であり、受診機会の市町格差の縮小を図る必要があります。



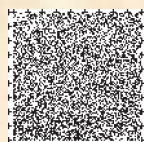
（資料：3歳児歯科健康診査）

図2 3歳児でう蝕がない人の割合

- 3歳児でう蝕がない人の割合は81.4%で、全国平均（79.6%）と比べて良好な状況です（図2）。乳幼児期における健全な歯と口腔の育成のため、引き続き、う蝕予防対策を推進する必要があります。

【目標達成のための取組】

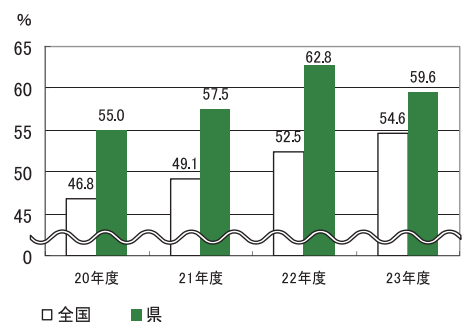
- 市町に対して、妊婦期の歯科健診の重要性等について情報提供を行い、県内すべての市町において妊婦歯科健診が実施されるよう推進します。
- 乳幼児期のう蝕予防のため、保護者による仕上げみがきの必要性や、適切な間食回数などの望ましい食生活習慣等について、「いい歯の日」及び「いい歯の週間」などの機会を捉え、県民に対して、普及啓発を図ります。



学 齡 期

【現状及び課題】

- 12歳児でう蝕がない人の割合は59.6%であり、全国平均と比較して良好な状況ですが、学齢期は乳歯から永久歯に生えかわる時期であり、生えた直後の歯はう蝕に罹患しやすいため、正しい歯みがきやフッ化物の利用が必要です（図3）。
- 12歳児で歯肉に所見のある人の割合は3.9%であり、この年齢で既に歯肉に炎症があります。日常的な清掃不良が原因である歯肉炎は、学齢期から増加し、歯周組織の破壊を伴う成人期の歯周炎へとつながる場合が多いため、早期にプロフェッショナルケアや歯みがきの個人指導を受ける必要があります。



(資料：学校保健統計調査)

図3 12歳児でう蝕がない人の割合

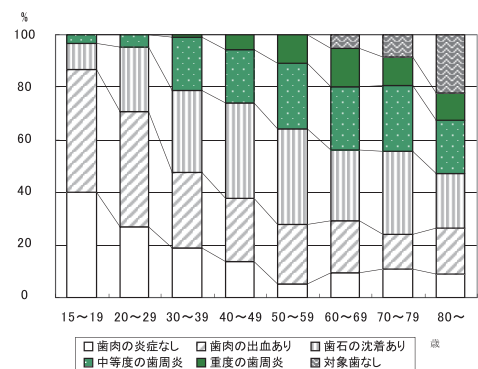
【目標達成のための取組】

- 学齢期における生涯を通じた望ましい歯科保健行動の定着について、児童生徒及び保護者に対して、普及啓発を図ります。
- う蝕予防に加え、歯周疾患の予防について、児童生徒、保護者及び教職員に対して、情報の提供を行います。

成 人 期

【現状及び課題】

- 歯肉に所見がある人の割合は、全体では81.5%で、このうち、進行した歯周炎（中等度及び重度の歯周炎）を有する人の割合は27.4%であり、年代別では、20歳代で4.7%であったのに対して、30歳代で21.1%、40歳代で25.9%、50歳代で36.0%、60歳代で38.8%と、30歳代から急激に増加しています（図4）。このため、20歳代からの定期的な歯科健診の推進が必要です。
- 歯周疾患検診を実施している市町は、23市町のうち15市町です。

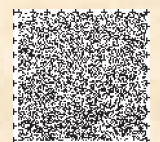


(資料：平成23年度広島県歯科保健実態調査)

図4 歯周の状況

【目標達成のための取組】

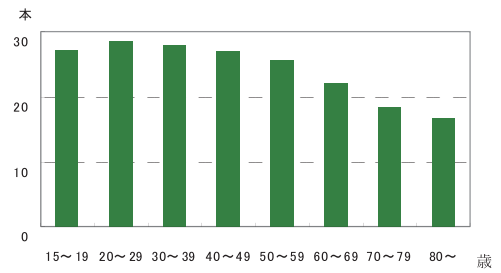
- 歯石除去等の歯周疾患予防の重要性や、健診を含めた定期的な歯科受診が必要であることについて、県民及び関係者に対して、普及啓発を図ります。
- 関係者と連携し、20歳代にターゲットを絞った取組を推進します。
- 市町に対して、歯周疾患検診の実施や歯科保健指導の取組の充実が図られるよう支援します。



高齢期

【現状及び課題】

- 80歳以上の一人平均現在歯数は16.7本です（図5）。生涯を通じて自分の歯でおいしく食べ、楽しく話すためには、歯と口腔の健康管理が重要です。
- 8020（80歳で20本以上自分の歯を有していること）、6024（60歳で24本以上の自分の歯を有していること）の達成状況は、全国平均と比較して、8020の割合は高い状況ですが、6024の割合は低い状況です（表1）。



（資料：平成23年度広島県歯科保健実態調査）

図5 一人平均現在歯数の状況

表1 60歳で24本以上自分の歯を有する人及び80歳で20本以上自分の歯を有する人の割合

区分	平成23年度	
60歳で24本以上自分の歯を有する人の割合	県（55～64歳）	63.5%
	全国（55～64歳）	65.8%
80歳で20本以上自分の歯を有する人の割合	県（75～84歳）	55.3%
	全国（75～84歳）	40.2%

（資料：平成23年度広島県歯科保健実態調査、平成23年歯科疾患実態調査（厚生労働省））

【目標達成のための取組】

- 県民及び関係者に対して、歯の喪失防止のため、歯の喪失とQOL（生活の質）との関連性について普及啓発を図るとともに、う蝕予防や歯周疾患予防について、歯間清掃用具等の具体的な情報を提供します。
- 加齢等に起因する口腔内の変化を踏まえ、市町における介護予防事業（口腔機能向上プログラム）の実施に向けた環境整備に努めます。

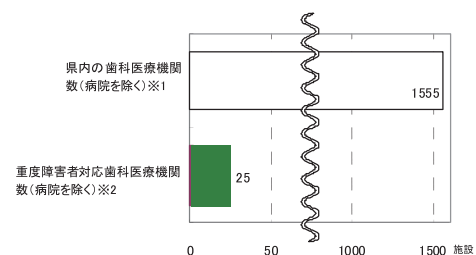
障害者

【現状及び課題】

- 認知症の人を含む重度障害者（児）に対応可能な歯科医療機関は少ない状況です（図6）。
- 障害者の歯科保健医療が円滑に進められるよう体制整備が必要です。

【目標達成のための取組】

- 県歯科医師会と連携して、障害者（児）に対応可能な歯科医療機関の増加が図られるよう努めます。
- 認知症の人に対する歯科診療、口腔ケアに対応可能な歯科医療機関の増加や人材の育成及び活用に努めます。



資料 ※1 厚生労働省「医療施設（動態）調査（平成22年10月1日現在）
※2 平成22年度広島県歯科衛生連絡協議会調査

図6 障害者（児）に対応可能な歯科医療機関数



【現状及び課題】

- 要介護者に対応可能な歯科医療機関は少なく、要介護者の歯科保健医療が円滑に進められるよう体制の整備が必要です（図7）。
- 認知症の人に対する歯科診療や口腔ケアについては、本人の訴えが伝わりにくいことが多く、対応可能な歯科医療機関や人材は十分とは言えない状況です。

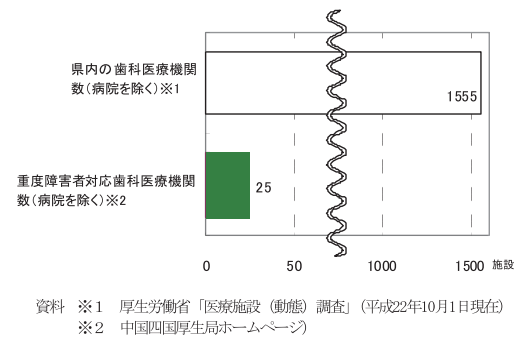


図7 要介護者に対応可能な歯科医療機関数

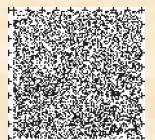
【目標達成のための取組】

- 県歯科医師会と連携して、要介護者に対応可能な歯科医療機関の増加が図られるよう努めます。
- 認知症の人に対する歯科診療，口腔ケアに対応可能な歯科医療機関の増加や人材の育成及び活用に努めます。

計画の推進に向けて

1 関係者・団体の役割

関係者・団体	役割
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の策定，継続的・効果的な実施 ○ 市町，保健医療等関係者，教育関係者，事業者，保険者，歯科医療機関等の関係機関・団体との連携・協力や情報提供・助言等の支援 ○ 歯科保健統計情報に係る関係者間の情報共有，統計情報の蓄積及び提供
市町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種歯科健診，歯科保健相談などの歯科保健サービスの提供 ○ 歯科保健関連情報等の積極的な収集・活用及び県への情報提供
教育関係者及び保健医療等関係者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒等に対する健康診断その他の事業の実施 ○ 他の団体等が行う歯と口腔の健康づくりに関する活動との連携・協力
事業者及び保険者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者：雇用する従業員に対する歯科健診及び歯科保健指導の機会の確保など，歯と口腔の健康づくりに関する取組の推進 ○ 保険者：被保険者に対する歯科健診等の機会の確保など，歯と口腔の健康づくりに関する取組の推進
歯科医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ かかりつけ歯科医としての機能を十分に発揮し，良質かつ適切な歯科医療・歯科健診・歯科保健指導の実施 ○ 県，市町，保健医療等関係者，教育関係者，事業者，保険者等の関係機関・団体が実施する歯と口腔の健康づくりに関する取組への協力
県民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識の習得 ○ 定期的に歯科健診を受けるなど，自ら歯と口腔の健康づくりの取組



2 推進体制及び進行管理

(1) 推進体制

- 県民一人ひとりの生涯にわたる歯と口腔の健康づくりの推進にあたっては、地域保健，学校保健，産業保健等，各分野の推進主体が複合的に連携を図り，総合的かつ計画的に取り組む必要があります。
- 県では，県歯科医師会，広島大学，行政等で構成する広島県歯科衛生連絡協議会と連携を図り，市町や事業所等が実施する歯科口腔保健の取組を支援するなどにより，県民の歯と口腔の健康づくりを推進します（図8）。

(2) 計画の進行管理

- 県は，この計画の推進にあたって，歯科口腔保健に関するモニタリング調査等によりその進捗状況を把握するとともに，県民の意見や環境の変化等を踏まえつつ，県歯科衛生連絡協議会等と連携し，歯科口腔保健対策の取組の効果を検証します。
- こうした評価を踏まえて，必要があると認めるときは施策の見直しを行い，効果的な歯科口腔保健対策を推進します。

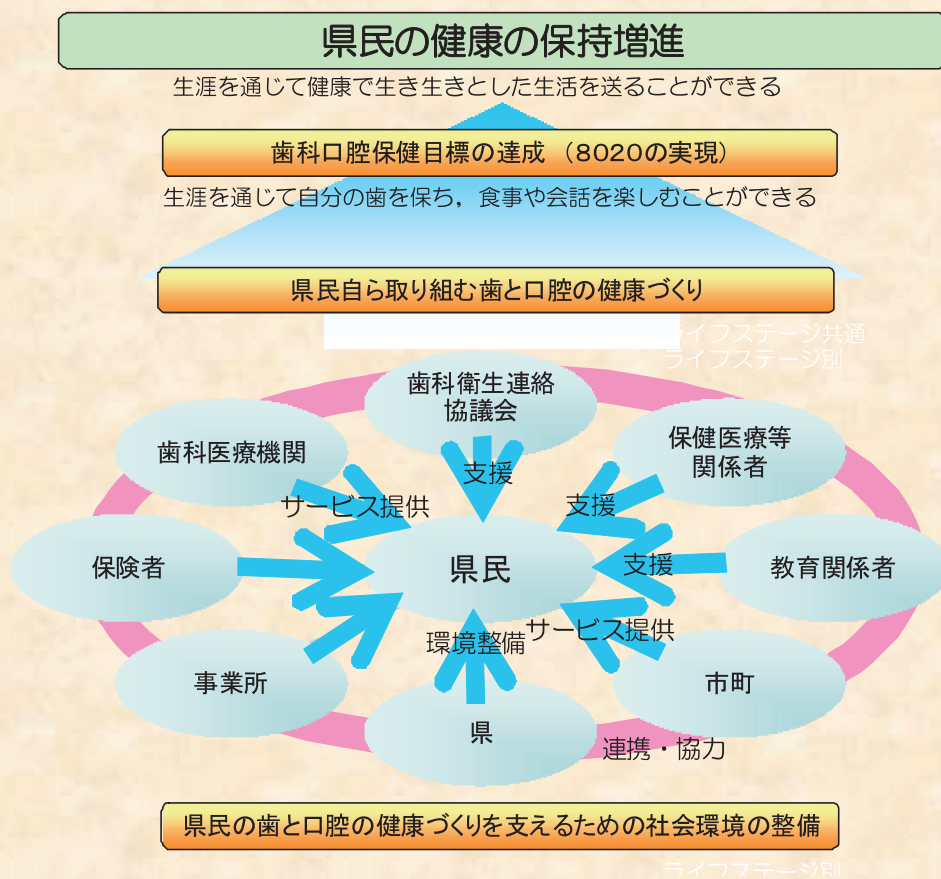


図8 歯と口腔の健康づくり推進体制

【問い合わせ先】 広島県健康福祉局健康対策課
〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
TEL 082-228-2111（代表） FAX 082-228-5256

